

## 甲賀のゆめ丸ポイント会員規約

本規約は、甲賀のゆめ丸ポイント会員の皆様（以下「会員」という）と甲賀農業協同組合（以下「当J A」という）との間で、当J Aが会員の利用内容や取引内容に応じて、当J A所定の基準に応じて提供する甲賀のゆめ丸ポイントに関する取り扱いを定めたものです。甲賀のゆめ丸ポイント会員への申し込みにあたっては、下記条項に同意したものとします。

### （会員資格）

第1条 会員とは、個人および法人で本規約を承認のうえ入会申込書を提出いただき、当J Aが承認した方をいいます。

### （入会方法）

第2条 申込書に必要事項（住所、氏名、生年月日、電話番号等）をご記入いただき、ご本人がお申し込みいただくものとします。

### （入会金および年会費）

第3条 甲賀のゆめ丸ポイントカード（ポイント専用カード）の入会金および年会費は無料ですが、甲賀のゆめ丸ポイントカード（クレジット機能付カード）につきましては、三菱UFJニコス株式会社の年会費が必要となります。

### （甲賀のゆめ丸ポイント）

第4条 事業利用実績（金額等）に応じてポイントが付与されます。なお、対象となる事業・取引につきましては当J Aが定める付与基準表をご覧ください。

- 2 甲賀のゆめ丸ポイントは、当J Aがポイント付与対象として定めたメニューのうち、ポイント会員が当J A所定の書面でお申し込みいただいたお客様コードおよびポイントID、共済フォルダ登録等に基づき集計します。ただし、一部の取引、またはカードの提示がない場合につきましては、ポイント集計の対象外となる場合があります。
- 3 ポイントの付与は甲賀のゆめ丸ポイントカードが会員に届いた以降の取引が対象となります。ただし、花野果市各店・ここぴあについては甲賀のゆめ丸ポイント会員入会以降の取引を対象とします。
- 4 ポイントの残高は当J A支所、営農経済センター、花野果市、ここぴあおよび旅行センターで確認できます。
- 5 ポイントは、当J A所定の方法により、キャッシュバックによる還元や商品券の交換等に利用することができます。ただし、所定の条件を満たしていない場合には、ポイントを利用できない場合があります。
- 6 ポイントの有効期限は、当該ポイントの付与日から起算して2年を経過した日以降最初に到来する3月末日とします。

### （届出事項の変更）

第5条 会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかに最寄りの当J A支所、営農経済センターまたは花野果市、ここぴあへお申し出ください。この届出の前に生じた損害について、当J Aは一切の責任を負いません。

- 2 お届出いただいた住所宛に当J Aが通知または書類等を発送した場合は、到着しなかった時であっても、それにより生じた損害について、通常到着すべき時に到着したものとみなし、当J Aは一切の責任を負いません。

### （会員カードの紛失・盗難・破損および再発行）

第6条 会員カード（ポイント専用カード・クレジット機能付カード）を紛失・盗難・破損された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当J A所定の書面によりお届けください。

- 2 会員カード（ポイント専用カード）の再発行には、手数料が必要となる場合があります。
- 3 J Aカード（クレジット機能付カード）を紛失・盗難・破損された場合は、三菱UFJニコス株式会社への連絡等別途お手続きが必要です。

### （事故防止を目的とした本人確認）

第7条 ポイントのご利用ならびに会員カードの再発行の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

### （譲渡・質入等の禁止）

第8条 会員の権利は、譲渡、質入または第三者への貸与等はできません。

### (反社会的勢力の排除)

第9条 会員は、現在かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- イ 暴力団、暴力団員、暴力関係団体またはその関係者であること
  - ロ 総会屋、社会運動標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団またはその関係者であること
  - ハ 反社会的勢力またはその関係者であること
- 2 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと、および会員の資格を利用して第三者が次の各号に該当する行為を行うことを容認しないことを確約するものとします。
- イ 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ロ 取引に関する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - ハ 風説の流布、偽計もしくは威力を用いた当J Aの信用毀損、業務妨害行為
  - ニ その他前各号に準ずる行為

### (脱会等)

第10条 会員はいつでも脱会することができるものとします。ただし、当J Aに対する脱会の通知は当J A所定の書面によるものとします。また、脱会后、ポイントは失効します。

- 2 当J Aの事情により本契約を解約したときは、郵送等で会員宛に通知いたします。解約によって生じた損害について、当J Aは一切の責任を負いません。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当J Aはいつでも会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができるものとします。
- (1) 会員が当J Aに対して負担する債務の一部の履行を遅延した場合
  - (2) 会員の死亡を確認した場合
  - (3) 会員が本規約や当J Aとの他の取引約定に違反した場合
  - (4) 住所変更の届け出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当J Aにおいて会員の所在が不明となった場合
  - (5) 会員に支払いの停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申し立てがあった場合
- 4 甲賀のゆめ丸ポイントカードは、会員一人につき1枚としますが、複数あることが判明した場合、当J Aは任意のカードを残し、他のカードを解約できるものとします。

### (免責事項)

第11条 災害・事変等当J Aの責めに帰すことのできない事由または、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、ポイントの取り扱いが遅延したり不能となった場合、それによって生じた損害について当J Aは一切の責任を負いません。

- 2 当J Aの責めに帰すべき事由がある場合、当J Aに故意または重大な過失がある場合を除き、予見可能性の有無にかかわらず、当J Aは一切の責任を負いません。

### (規約の変更)

第12条 本規約は民法に定める定型約款に該当します。本規約の内容（当J Aが定める付与基準表を含む）は、経済情勢・経営環境その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項による本規約の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- 3 本規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当J Aは一切の責任を負いません。

### (個人情報の取り扱いについて)

第13条 会員は申し込み時に以下について同意したものとします。

- (1) 当J Aとポイントサービス運営にかかる下記の委託先が会員の個人情報について、保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的に利用することとします。

#### 【委託先】

全国農業協同組合中央会、滋賀県農業協同組合中央会、滋賀県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会滋賀県本部、全国共済農業協同組合連合会滋賀県本部、(株)滋賀県農協電算センター、(株)農協観光

#### 【利用の目的】

- イ 当J Aが委託先と連携しておこなうポイントサービスの運営や研究・開発
- ロ 当J Aが取り扱う信用・共済・営農・購買等各事業と付随するその他の商品、サービスに関するご提案

## やご案内

ハ 当 J A が発行する甲賀のゆめ丸ポイントカードの発行業務およびその発行可否の判断

ニ 上記ロに記載の商品やサービス等の提供に際して、当 J A がおこなう判断、各種リスクの把握および管理

(2) 当 J A は、法令、裁判手続き、その他の法的手続き、または監督官庁により会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

(3) 当 J A は、本規約に基づくポイントサービスの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを委託します。

### (管轄裁判所)

第 14 条 本規約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、大津地方裁判所を管轄裁判所とします。